

後期高齢者医療（長寿医療）のお知らせ

《自己負担割合が変更になった場合、新しい被保険者証をお送りします》

後期高齢者医療では、毎年8月1日現在の世帯状況および前年中の所得額や世帯の収入に基づいて、受診時の自己負担割合（1割または3割）の見直しを行います。

自己負担割合が変更になった方のみ、7月末までに新しい被保険者証をお送りします。現在お持ちの被保険者証は返却していただくこととなります。

変更になる前の被保険者証を誤って医療機関に提示し、診療を受けた場合には、再度支払額の清算が必要となり、一部負担金の差額の返還を求められる場合がありますのでご注意ください。

【自己負担割合の軽減】

所得による判定で3割負担に該当した方でも、収入

額が一定の基準額に満たない場合は、申請をしていただく自己負担割合が1割となります。

該当となる方には、申請書をお送りしますので、軽減の申請をしてください。

《高額療養費等の払い戻し申請について》

後期高齢者医療には各種医療費等の払い戻し制度があります。医療機関で支払った1カ月の医療費が高額になり、医療費の払い戻しが生じた場合（高額療養費）は、対象となる方に通知をお送りします。

原則、払い戻しには手続きが必要となります。次のことをお読みください。

なお、通知書が届いた方は必ず、市役所保険課または各支所の窓口で申請をお願いします。

手続きは初回のみで、2回目以降は払い戻しが生

じても手続きの必要はありません。

平成20年3月末日までに老人保健制度で高額療養費の口座への払い戻し手続きを取られている方は、再度の手続きは不要です。

《注意》

払い戻しは口座振込のみとなりますので、窓口払いで払い戻しを受けられた方は、ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座の届出をお願いすることになります。

銀行の口座番号や口座名義人等の変更があった場合は届出をお願いします。

【必要なもの】

被保険者証・認印・口座番号のわかるもの

なお、非課税世帯の方には入院時自己負担額および食事代等減額制度もありますが、申請手続きが必要ですので該当される方は窓口でご相談ください。

《健診について》

地域包括支援センターから依頼し、回答していただきました「日常生活アンケート」を基に健診対象の該当者で健診を希望された方には、案内文書と受診券をお送りします。

なお、今年75歳になられる方は、保険課から「日常生活アンケート」をお送りします。ご返送いただき、健診対象の該当の方へご案内します。

《注意》

4月から健診制度が改正となり、後期高齢者の健康診査は、実施することにより糖尿病・高血圧・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病の早期発見に努め、後期高齢者の健康の保持増進を図ることを目的としています。そのため、現在糖尿病、高血圧性疾患などの生活習慣病ですでに治療中（服薬等を含む）の方は、健診の対象外となります。

児童手当現況届の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は、6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がないと、6月分以降の手当が差し止められますので、ご注意ください。

【届に必要な添付書類】

☆健康保険被保険者証の写し等：請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出

☆前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書：香美市に平成20年1月1日に住所がなかった場合に提出

☆この他、必要に応じて提出する書類があります。

【問い合わせ先】

福祉事務所 福祉係
53-3117



《保険料の支払方法等について》

被保険者の方の保険料は、原則として、年金からの天引きとなっておりますが、4月からの年金からの天引きの対象となっていない方には、7月以降下表の内容の保険料に関する通知をお送りします。

また、4月より年金から天引きをされている方には、7月に保険料額決定通知書と特別徴収（本徴収）開始通知書（10・12・2月）をお送りします。

対象	<p>「平成20年4月支給分の年金から天引きの対象になっていない従来国保に加入していた方」 （平成20年4月下旬以降に国保に加入した75歳以上の方等）</p> <p>「被用者保険の被保険者本人であった方」</p>	<p>「被用者保険(社会保険等)の被扶養者であった方」 （平成20年度に限り、4月～9月までの半年間は保険料徴収の凍結となりますので、10月以降から保険料を負担していただくことになります）</p>
年金から天引きされる場合	<p>【支払方法】 7・8・9月は納付書等で個別に納付していただき、10・12・2月は年金からの天引きとなります。</p> <p>【お送りするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料額決定通知書 ・ 保険料納入通知書（7・8・9月分） ・ 特別徴収開始通知書 	<p>【支払方法】 10・12・2月と年金からの天引きとなります。</p> <p>【お送りするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料額決定通知書 ・ 特別徴収開始通知書
納付書等で個別に支払う場合	<p>【支払方法】 7月～翌年3月にかけて9期（回）に分けて納付していただくこととなります。</p> <p>【お送りするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料額決定通知書 ・ 保険料納入通知書 	<p>【支払方法】 10月に納付書をお送りしますので、10月～翌年3月までの4期（回）に分けて納付していただくこととなります。</p> <p>【お送りするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料額決定通知書 ・ 保険料納入通知書（10月送付）

※ 納付書で納付をお願いする方は、「天引き対象となる年金額が年額18万円未満」もしくは「介護保険料と合わせた保険料額が天引き対象となる年金額の2分の1を超える」方で、年金からの天引きの対象にならない方です。

※ その他として、年金受給者の方には、年金振込通知書が年金保険者（社会保険庁等）から送られてきます。

【問い合わせ先】 保険課 医療年金係 ☎53-3115

寄付

香美市社会福祉協議会へ

依光隆夫さん（土佐山田町

上小島）から

平成20年2月20日に亡く

なられた母・初子さんの香

典返しとして金一封を寄付

されました。

岡村裕包さん（土佐山田町

北本町一）から

平成20年2月23日に亡く

なられた父・龍太さんの香

典返しとして30万円を寄付

されました。

おわびと訂正

広報香美5月号で次の誤りがありました。

おわびして訂正いたします。

19頁「お誕生おめでとう」

比豫森凜ちゃんの父

（誤）賢一

（正）正恭

本誌21頁にあらためて掲載しています。